

令和 7 年 8 月 22 日 開会

民 生 環 境  
常 任 委 員 会 会 議 錄

鳥取県西部広域行政管理組合議会



## 民生環境常任委員会会議録

### 日 程

日 時 令和 7 年 8 月 22 日 (金)  
組合議会臨時会休憩中  
場 所 米子市淀江支所 議場

- 1 開 会
- 2 副委員長の互選
- 3 所管事務調査

鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会（第1回及び第2回）の審議状況について

- 4 閉 会

### 出 席 者 (7名)

委員長	土光 均	副委員長	勝部 俊徳
委 員	奥岩 浩基	委 員	今城 雅子
委 員	森岡 俊夫	委 員	景山 浩
委 員	山本 芳昭		

### 欠 席 者 (1名)

委 員 渡辺 穂爾

### 説明のため出席した者

事務局長	深田 龍	事務局施設管理課長	本池 将
事務局総務課長	米田 克宏	事務局施設管理課施設長（米子淨化場）兼浄化場維持担当課長補佐	小林 祥弘
事務局施設管理課ごみ処理施設維持担当課長補佐	安田 憲	事務局総務課企画情報担当課長補佐	安田 香織

## 議会担当職員

書記長 瀬尻かおり

書記 伏野 哲彦

~~~~~

### 1 開会

(午後1時51分)

○土光委員長 ただいまより、民生環境常任委員会を開会いたします。

本日は、渡辺委員から欠席の届出がありましたので、御報告いたします。

~~~~~

### 2 副委員長の互選

○土光委員長 早速でございますが、日程2、副委員長の互選に入りたいと思います。まず、副委員長の互選について、事務局から説明をお願いします。瀬尻書記長。

○瀬尻書記長 過去の例を申し上げますと、副委員長は、これまで町村議会選出の委員が務めてきておられます。以上でございます。

○土光委員長 ただいま、事務局から、副委員長は町村議会選出の委員が務めてきておられるとの報告がありました。

引き続き、町村議会選出の委員を御推選いただくということで、御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

○土光委員長 御異議がないようですので、どなたか副委員長を推選いただきたいと思います。景山委員。

○景山委員 伯耆町の勝部委員を推選いたします。

○土光委員長 ただいま、勝部委員を副委員長にという推選がございましたが、御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

○土光委員長 御異議がないようですので、勝部委員を副委員長の当選人とすることに決しました。

勝部副委員長、自席にて御挨拶をお願いいたします。

○勝部副委員長 失礼いたします。ただいま、副委員長に選任されました勝部でございます。これからは委員長を補佐して、委員会の円滑な運営に努めてまいります。どうぞよろしくお願ひ申し上げします。

~~~~~

### 3 所管事務調査

○土光委員長 続きまして、日程3、所管事務調査に入ります。

鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会（第1回及び第2回）の審議状況についてを調査事項といたします。当局より調査事項の説明を求めます。本池事務局施設管理課長。

○本池事務局施設管理課長 それでは、資料を用いまして説明をさせていただきます。

まず、1番目でございます。鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会の概要を記載しているものでございます。この使用料等審議会につきましては、火葬場使用料、これがいわゆる火葬料金でございます。それと不燃物処理手数料、こちらのほうがリサイクルプラザに直接持ち込まれた際の処理に関する料金でございます。これらに関する事項につきまして、使用料等の徴収における客観性、それから公平性を確保するために、学識経験者などの知見ですとか、圏域住民の御意見を踏まえて調査審議することを目的に、令和7年2月の組合議会で条例を制定いたしまして設置したものでございます。この審議会で、今年度は来年度からの使用料等の見直しについて審議を行っていただくとともに、今後は3年をめどに定期的に開催し、使用料等の改定などについて検討することとしてございます。

(2) の審議会の委員でございます。こちらは選出区分としまして3区分ございまして、学識経験者、それから各種団体の代表者、また地域住民の代表者からなる7名で記載のとおりの構成で審議をしていただいております。

続きまして、(3) の開催状況でございます。第1回目といたしまして本年7月1日、こちらで開催いたしまして、内容といたしましては、管理者から諮問をした後に、審議会の設置目的、それから使用料などの見直しの経緯などについて説明をいたしまして、意見交換をいただいております。続きまして、第2回目といたしましては7月24日、こちらの内容としましては、使用料等の試算額について事務局から説明をさせていただきまして、意見交換をしていただいております。

続きまして、2ページ目でございます。使用料等の見直しのスケジュールとして、(4) でまとめてございます。本日8月22日、組合議会臨時会のこの委員会で御報告させていただいた後には、8月27日に第3回の審議会、それから9月中には第4回の審議会で答申を受ける予定でございます。その後、この答申内容、それから改定案に基づきまして関係市町村と協議した上で、この3ポツに記載しておりますそれぞれの会議で協議させていただいた上で方針を決定いたしまして、11月の組合議会定例会で関係条例の一部改正を予定しているものでございます。その後、12月から3月、こちらを周知期間といたしまして、広報などを行っていく予定でございますが、これに併せて、この審議会も公開の会議といたし

まして報道にも情報提供いたしました、また、本組合のホームページにも記載をしておりまして周知期間としておるものでございます。その後、周知期間を経過いたしまして令和8年4月1日から改正条例の施行、新料金の適用開始としているものでございます。

続きまして、大きい2番目で第1回審議会の開催結果についてまとめてございます。(1) といたしまして、管理者による審議会への諮問内容といたしましては使用料等の見直しの必要性、またその必要性が認められた場合の改定額について諮問しております。

続きまして、(2) の使用料等の見直しについて事務局からの説明ということで、使用料等の見直しの方向性ですとか論点について、この下の表でまとめております5点から、事務局から説明をしております。見直しの論点と検討のポイントといたしまして、まず論点の1番目でございますが、費用の面でございますが、こちら火葬に係る、それからごみ処理に係る費用として計上すべきものの検討ということで、火葬・ごみ処理に係る直接経費、人件費ですとか、いわゆるランニングコストの部分。どの範囲とするべきか。また、当初の建設工事費ですとか、初期の備品購入費などのイニシャルコストをどうするのかという点。それから過去に、算出に用いますデータについての検討といたしまして、こちらは下の火葬件数・ごみ処理量も同様のことございますが、この費用も合わせて過去の実績とするのか、また今後の見込額とするのかという点で審議をいただく。どうするかというところをポイントとして説明しております。その次に受益者負担割合、それから他団体等との均衡、また激変緩和措置の必要性というところについても新規検討いただくことを説明しております。

続きまして、3ページ目でございます。この事務局からの説明に対しまして各委員から主な意見をいただきおりましたので、この四角囲いでまとめてございます。まず、物価高騰等により定期的な見直しは必要であるが、様々な資料や議論の中で必要性については検討していくべきではないか。それから当初建設費や施設の長寿命化改修、基幹設備の更新などは金額も大きく、利用者に負担を求めるべきものか。それから一方で、小規模修繕ですとか定期的な維持補修は施設の運用上に必要なものであり、ランニングコストとして算入してもよいのではないか。それから算出に用いるデータにつきましては、今後3年間の見込みとすべき。また、他団体との均衡や激変緩和措置については、この費用とか件数などにより算定した原価が決まった後で検討するものであり、まず原価を確認していくことが必要だ。というような御意見をいただいております。

この中で第1回審議会のまとめといたしまして、それぞれいただいた御意見をまとめていただきまして、下記に記載のパターン別の試算額の算出を行って、第2回でこの使用料等の原価について審議を行うことを決定いたしてもらっております。まず、火葬場使用料の試算パターンといたしまして、算出に用いますデー

タとしては推計値で令和8年から10年までのもの。対象経費の種別といたしましては、まずパターンAといたしまして、経常経費、いわゆるランニングコストのところです。人件費、光熱費、委託料など、これに維持補修費を加えたもの。それからパターンBといたしましては、太字にしておりますが、パターンAに基幹設備修繕費を加えたもの。それから受益者負担率といたしましては、特定の方が利用されるサービスということで、組合の定めました適正化方針に基づきまして、市場性のないサービスということで50%というものを適用してございます。

それから不燃物処理手数料の試算パターンでございます。こちらは、推計値は火葬場と同じような将来の見込みということでございます。また対象経費の種別といたしましても、パターンA、パターンBは同じ内容のものでございまして、1点目が違うところでパターンCでございますが、パターンBに最終処分場経費を加えたものということで、この3点で対象経費を試算すると。それから受益者負担割合といたしましては、手数料という観点から、役務の提供に係わる費用ということで100%の受益者負担ということにしております。この中で、アスタリスクで一番下に説明しておりますが、基幹設備修繕費というところで、これは施設の維持のためにおおむね10年以内に行う定期的な修繕に係る経費というものでございます。

続きまして、4ページ目でございます。第2回の審議会結果についてまとめてございます。まず、こちらで御意見いただいた意見でございますが、全体についてというところで読み上げますが、使用料等の原価の算定に用いる対象経費としましては、火葬場使用料、不燃物処理手数料に合わせたほうがよい。それから、設備の適切な維持管理のために、対象経費は経常経費、それから基幹設備修繕費とすべき。それから、現行使用料などから一度に大きく上がると住民の理解も得にくいということですので、段階的に上げていくことも検討すべき。それから、県内であれば同程度の金額でサービスを受けられることも重要であるため、東部広域、それから中部ふるさと広域連合との均衡も必要ではないか。それから火葬場使用料につきましては、よりよい接客対応や施設・環境整備のための使用料などの値上げについては、住民の理解が得られるのではないか。それから不燃物処理手数料につきましては、最終処分場経費を含め、処理に係る経費は全て入れるべきだが、現行との差が大きい。それから、平成21年改定時の原価286円に対しまして今回の試算額962円となった要因につきましては、こちらを事務局から説明いたしまして、まず、ごみ処理量の減少、それから固定費であります委託料、維持補修工事費、そのあたりの労務経費の増加が理由ということを説明いたしまして、御理解をいただいております。続きまして、市町村負担を軽減するためにも、今回の試算の原価962円を基準に考えるべきではないか。それから役務に係る経費だけではなく、施設の維持管理費を経費とするなど使用料と同じ算定方法であれば、受益者負担率も100%ではなく、同じ50%にする考えも

ある。それから、平成21年の改定時の59%を参考にする考え方もあるといった御意見をいただいております。

その中で、(2)の第2回の審議会のまとめといたしまして、火葬場使用料、不燃物処理手数料とも、算定のための経費を次のとおりとするということで、経常経費に基幹設備修繕費を加えまして、これを基に下記試算額を計算してございます。この四角の表で囲っているものでございますが、火葬場使用料につきましては、現行1万2,000円に対しまして、原価が3万4,608円、それから受益者負担率が50%ということで、試算額を端数処理いたしたもののが1万8,000円という金額になってございます。また、不燃物処理手数料でございますが、こちらも現行10キロ当たり178円。これに対します原価が962円となりますので、50%から60%の負担率といたしまして、480円から580円というこの試算額をベースに、次の第3回の審議会でこの端数処理の考え方ですとか、県内他団体との均衡、それから激変緩和措置について審議をいただくことを決定している状況でございます。

最後になりますが、4番目に、第3回審議会の開催予定といたしましては8月27日を予定しております、先ほど説明しました県内他団体との均衡ですとか、激変緩和についての議論をいただく予定でございます。

説明は以上でございます。

**○土光委員長** 当局の説明が終わりました。委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。奥岩委員。

**○奥岩委員** 両施設におきまして、現行より値上がりだろうということで協議をされてきているということなんんですけど、最終のところの料金だけ伺うと、どうしてもかなり上がったなっていうようなイメージを持ってしまいますし、あとこれ、今後こういうふうにいきますよということで説明を最終的にはされていくと思うんですけど、まあ特にですね、不燃物処理につきましては3倍ぐらい上がってたりとか、かなりあるんですが。そのあたり、どういうふうに今後説明されていく予定か、もう一度聞かせていただいてよろしいでしょうか。

**○土光委員長** 深田事務局長。

**○深田事務局長** 奥岩委員さん、おっしゃられますように、不燃物処理施設の手数料につきましては、現行の178円から安いほうでも480円ということで2倍以上の金額になるところでございます。これにつきましては基本的には、今のコストが上がっていることですか、ごみの処分量が減っていることですか、あと処分量が減っていますので売払いする有価物の収入も下がっているということが基本的にはございます。そういう中で、コスト計算をした中でこういった金額が出てきたところでございますが、責任としては、一部、組合のほうにもございまして。やはり短いスパンで、3年とか5年とかで改定をしてこなかった。これが前回、平成21年に改定をしておりまして、その間のそういう変動がか

なり大きかったので、このたびこれだけの大きな値上がりになるであろうというところでございます。説明の中にもございましたが、激変緩和措置というところで段階的に上げていくとか、そういった方法も審議会のほうで御相談していただくことにしておりますので、そのあたり、審議会の委員の方の御意見を聞きながら料金のほうは決定していかなければというふうに思っております。

その周知の方法でございますが、組合の11月議会のほうで議決をいただきましたら決定いたしますが、その登録業者等の方には、ホームページとかそういうところではなく、個別に御案内することも可能ですし、あるいは9月には審議会のほうから答申をいただきますので、11月に議決をいただくことが条件でございますがという条件付きで、御案内のほうはしていけるのではないかというふうに考えております。そういう意味では、なるべく混乱のないように周知のほうをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**土光委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 対応については、先ほどの冒頭の御説明と今の答弁で理解いたしました。今後、第3回と第4回と審議会がありまして、9月の第4回審議会の際に、終わつた際ですかね、今、御答弁いただいたとおり、先にこういう見込みであるって、まあ議会次第ですけど、てのは言われるっていうことでしたので、まあ理解いたしました。

とはいえですね、今お話にあったとおりこの案でいきますと、かなり上がるなっていうのもありますので、第3回の審議会が終わつてからじゃないとなかなか分からぬところでもあるんですけど、次のこの激変緩和措置がどうなるかっていうところと、料金改定のところもじゃあ3年間ずつですかね、したほうがいいんではないかというような御意見もあったりとかしているようですので。そのあたりも勘案していただいて、ちょっとなかなか今回の第2回の審議会の案の分だと御理解いただくのは難しいかなっていうようなふうに考えますので、いろいろ案はあると思いますので、第3回のところである程度いい案が出るように頑張つていただけたらなと思います。この処理手数料が上がる、特に不燃物のほうですね、上がることに関しましては、特段、誰がどうだとか、いきなりこうなったっていうのがなかなか伝わりづらいと思いますので、繰り返しになりますけど、そういうところが丁寧にいろんな方に伝わるように今後も頑張つていただけたらなと思います。

以上です。

○**土光委員長** 特に答弁はいいですか。

○**奥岩委員** いいです。

○**土光委員長** ほかにございませんでしょうか。森岡委員。

○**森岡委員** すみません、境港市の森岡でございます。現況ですね、境港市の場

合は、この火葬場使用料、不燃物処理手数料については該当はしないんですが、少し将来的に、リサイクルプラザが廃止になって、新しいところで皆さんでやるようになるわけですけども、そういった中でちょっと考え方をお伺いしたいと思います。

先ほどからありますように、いきなり手数料そのものが不燃物なんかもものすごく上がってますね。3倍、4倍ぐらい。そうなったときにね、この説明の中で、ごみ処理量が減少してることによって手数料が上がるんですよという理由は、私少し、ちょっと市民には納得できないんだろうなという感覚を持ってます。ごみ処理量が減るということは、リサイクル率を高めてるんですね、市民の努力によって。それに基づいて処理しなければならない不燃物が減っているということだろうという認識を持っているんですが、そういった考え方でよろしいのか、その辺を伺いたいと思います。

○土光委員長 深田事務局長。

○深田事務局長 今、森岡委員さんがおっしゃられましたこと、ちょっとどちらの要因がっていうことの分析ができていないんですけど、やはり人口減少というところも背景にあるではないかと思います。それプラス、リサイクルですか。ごみとして出さない、そういうことの影響も両方あるのではないかというふうに考えております。

○土光委員長 森岡委員。

○森岡委員 ありがとうございました。いずれにしても、新しい施設で西部広域の皆さんのがその処理をされるような状況に陥るわけですから、その中でこれまで以上の負担を市民に課すような形が、この激変緩和という表現になっているんですが、理解をしっかりとつけるような努力はしっかりとやっていただきたいなどという考え方でおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○土光委員長 ほかにありませんか。今城委員。

○今城委員 何点か質問と、あと確認をさせてください。

今日の報告案件っていうことは、この審議会の過程を御報告いただいたということと、その中で今後検討されるであろう料金の具体的な案としてのものを委員会で示しましたよっていうところで、一応その報告ということで受け止めているんですけども、その案ということで出た、今後きっとこのままいくと、少しか多く分からぬが上がるだろうなということを見越しての質問なんですけれども。となると例えば、火葬場というのは今委託に出していると思うんですけども、その場合の委託料とかっていうことについてのことは、来年の4月から一応上がるということを想定して今審議をしてくださっているってことになったら、その辺の委託料に関することはどういうふうになるでしょうか。今後契約し直さんといけんようなことにもなるのかしらと思ったりするんですけど、どうでしようか。

○**土光委員長** 深田事務局長。

○**深田事務局長** 今城委員おっしゃいますように、火葬場桜の苑につきましては、指定管理に出しております。今現在、指定管理の公募を行って、応募がありましたので、これから選考に入れます。この火葬場使用料につきましては、指定管理者の収入とはなりませんでして、利用料という形とではありませんので、収納委託という形で組合のほうに入ってまいります。火葬場の指定管理料につきましては、昨年度、令和7年度予算で上げさせていただきましたが、業者の見積り等を取りまして、やはりちょっと上がってくる傾向ございますので、それに応じた予算で上げさせていただいてるところでございます。この料金は直接は指定管理者の収入にはなりませんので、指定管理料の予算には直接は影響してございません。

○**土光委員長** 今城委員。

○**今城委員** 大体分かりました。この中の使用料を検討するところでの項目の中に入件費っていうのが入ってきてると思うんですけど、これっていうのは人件費なので、委託料も含めての入件費っていうふうに普通なら認識するかなと思うんですけど、その辺に関する考え方っていうのはどうでしょうか。

○**土光委員長** 深田事務局長。

○**深田事務局長** 火葬場のほうにつきましては、委託料のほうに指定管理料として含まれておりますので、その中に人件費が含まれてございます。すみません、書き方が両方とも、不燃物処理手数料のほうも火葬場のほうも同じ書き方、結果になっておりますが、基本的には委託料のほうに含まれてございます。

○**土光委員長** 今城委員。

○**今城委員** 火葬場のほうの入件費っていうのは、委託した先の人件費というところに反映するのではなく、全体を動かすための組合の関連するところの人件費ということも全部含めての入件費の算定をしている、積算しているっていう意味でいいということで認識してよろしいですね。

○**土光委員長** 深田事務局長。

○**深田事務局長** 火葬場のほうにつきましては、委託料のほうに含めて全ての人件費を含んでございます。

○**土光委員長** 今城委員。

○**今城委員** それで、分かりました。昨今の燃料費とか等々を考えると、コストということも考えた上での今回の積算を基にした審議を進めてくださっているという報告なので、そこはよく分かりました。

ちょっとその後、私が気になるのが不燃物処理手数料なんんですけど、先ほどおっしゃっていたのは、直接持ち込みの10キロ当たりの金額がこういうふうに変わるんですっていう、パーセンテージによって違うんですっていうことだと思ったんですけど、となると直接持ち込みではない集配の収集、それから排出っていうところが出てくると思うんですけど、現行の不燃物処理手数料というところに

反映するのかしないのか、要するに袋代っていうことですよね。というところに反映していくということになっているのかどうなかつていうところを確認させてください。

○**土光委員長** 本池事務局施設管理課長。

○**本池事務局施設管理課長** 構成市町村の収集のほうに係る経費でごみの袋料金が決まっているというところでございますので。ただ、一律で皆さん構成市町村の皆さん方が全て有料化をされていらっしゃる状況ではないというところもございまして、このリサイクルプラザでの処理費用、当然このコストが上がったということであれば、こちらを袋代にコストとして含めていらっしゃる自治体のほうでは、もしかすると上がる可能性もございますが。

○**土光委員長** 深田事務局長。

○**深田事務局長** すみません、ちょっと補足させてください。この不燃物処理手数料でございますが、直接プラザのほうに持ち込まれる金額でございます。これを、仮に収入が増えたといったら、プラザの残る経費につきまして各市町村のほうに市町村負担金としていただいているところでございます。これは、ですから直接持ち込まれる方の収入が増えればそちらは減るので、有料でごみ収集をしておられる各市町村にとりましては、そのプラザに係るコストと、あとこの袋代ですとか運搬費ですか、そういったところをトータルでまとめて、袋代というのを出していると思いますので。基本的には、各個人で負担していただく分が増えますので、各市町村、ちょっとそれで改定があるかどうかというのは別だと思いますが、下がる方向ではないかというふうに理解しております。

○**土光委員長** 今城委員。

○**今城委員** はい、分かりました。そこら辺のところっていうのが、結局、一般的なイメージからいうと収集運搬に係る費用、コスト云々っていうのが、この袋代として払ってることで、確かにこの袋っていうのは10キロに入る場合もあるかもしれないけど、10キロなかなか入らないよねっていうことを踏まえると、10キロを持っていったときの今、現行で178円っていうものは、なかなか納得できんかもしれませんけど、まあそれは払っとるよねって感じなんだけど、収集っていう部分に関しては、私が持っていっているんですよねっていう。そういうところがあって、収集の費用がなしでここに行って、プラザで払っているお金だよねっていうことを待ってるのに、収集は私が担っているのに何でまた高くなるのっていうようなことが、結局そういう理解がしにくいくらいで、そういう話が出るんじゃないかなっていうことを踏まえて審議をしてもらいたいっていうことと、答申にもそういうところがきちんと反映できるっていうような、分かるような形にしないと、結果だけこうなりましたっていうようなことだけ言われてしまうと、とてもすごく理解しにくいっていう形になる。運搬とか収集とか

の費用が私が担っているのに、まだそれよりも余計払うの、みたいな形になるようなことにならないような、きっちとした説明になるような審議と報告をお願いしたいっていうことと、もう一つは本当に安くなるのかならないかっていうのは袋代の話なんんですけど、そこら辺とかも、安くするかしないかってのは各構成市町村で決める事なので、どうなるか分からないうことにはなるんですけど、そこら辺のところっていうのも何か分かりにくいけれど、市民の皆さんのがたくさん直接持って行ってくださったら袋代が安くなるんですよ、みたいな話はなかなか理解できないところもあるし、そういうふうにするのが本当にいいのかどうなのか。市町村的にはやっぱりきっちとした収集をしていくっていう、そしてきっちと処理をしていくという責任があるわけなので。そこら辺のところ、本当はそれは市町村にある事なので、法律的にも。そこを個人が持っていたけん、そのほうが安くなるけんいいへん、というような話にはならないっていうか。そういうところを助長していくと結局、私はあまり好きじゃないんですけど、業としてやっていらっしゃるので批判はしませんが、市内でも実際、売り渡しのできるようなものを収集して、ステーション収集みたいなんされて、お金を私が頂いてますっていうようなやり方をしておられるけど、そのお金は本当は組合が頂くべきお金で、それを構成市町村の皆さんにお返しする、安くすることもできるよという意味で。というような事にもならんといけないはずのものが、そこにそういうふうになっていないということを助長するんじゃないのっていうような気もしていて、ちょっと不安になるところなんです。その整合性っていうか、そこら辺のところをきっちと見た上で、審議会の皆さんはそういうところまでは分からぬかもしれないですし、そういうところも見た上での建てつけっていうんですかね。を、組合としてはしっかりやるべきだと思うので、その辺についてはどうなんですか。

○土光委員長 深田事務局長。

○深田事務局長 今、今城委員さんがおっしゃられました値段が上がったら袋代上がるのっていうような、率直な御質問が審議会のほうでもございました。基本的には、この現行でいいますと 178 円 10 キロというものは、直接持ち込まれる方のかかる料金ということでございますので、直接の影響はないということで御説明をさせていただきました。ちなみに参考に申し上げますと、大体 9 割ちょっとが、市町村からの収集車による搬入でございまして、直接持ち込まれる方が 1 割弱ぐらいでした。その 1 割弱の方がこの 178 円というものを支払っていたりしております。現行はこれなんんですけど、これをコストで計算いたしますと、この 480 円から 580 円というところに上がるということでございますので、このコストにつきましては、リサイクルプラザの中で処理対象ごみに係る経費を全て押しなべて出した経費でございます。プラザに係るコストといったしましては、直接搬入のコストも市町村が収集されるコストというのも変わらないところでご

ざいます。今現在これは、負担率、当初設定していたものより 100%、実際の 100%ではなく 6割程度の負担になっているんですけども、下がってきてているということで、その部分は各市町村の方に負担金として余計にお願いしているところでございます。これを是正していきたいなというふうに今後考えているところでございます。

○土光委員長 今城委員。

○今城委員 はい、分かりました。今日はまあ、この審議会の様子と御報告ですので、最終的な形になった後の話で議会としてはいろんな意見をしていくのはその後だとは思うんですけども。そういう意味では理解をするというところで、いずれにしても、持ち込みだからこれですっていうだけではなく、全体押しなべて西部圏域で処理をするっていうときで、その費用は必ず負担しないといけないっていうことはもうみんな分かっているところなんだけど、その負担率であったり、負担額であったりっていうところがやっぱり大きいと思うので、しっかりと理解ができるような、また整合性が取れるような審議とそれからその報告、また周知っていう形をお願いしたいと思います。

以上です。

○土光委員長 ほかにありませんか。勝部委員。

○勝部委員 失礼いたします。一つ、資料の 1 ページの審議会委員につきまして、選任につきまして今後の方向性のことをお尋ねしたいんですけども。学識経験者、各種団体いろいろと地域住民、それぞれスタートしておりますけれども、今後の考え方をちょっとお聞きさせいただきたいんですが。いわゆるこの地域住民のところをまず下の下段のほうを見ますと、米子市は自治連合会は会長じゃなくて副会長が出る。これがまずどういう意味か分からなってということと、まずこれが 1 点。それから、西伯郡の区長協議会というのがあって、たまたま伯耆町がやっているんですけども。これは大体基本的に 3 年ごとに開いていかれるのじゃないかと思うんですけども、そうすると変わっていくんですけども。それで上の各種団体代表者って、いわゆる割と継続性がある人選じゃないかと思うんですね。半分下段は、いわゆる互換性があって非常に流動的。ということになると、上の上段の半分の委員の方々の意見が継続的には強くなっている傾向があるんじゃないかなと予想されるんですけども、その点についてはどのようなお考えなのか、お伺い申し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○土光委員長 米田事務局総務課長。

○米田事務局総務課長 委員の選出についての御質問でございますが、今回こちらの審議会の委員につきましては、そもそも今度初めて設置をさせていただいた審議会というところで、委員構成については検討の上、このようなメンバー構成にさせていただきました。各種団体の代表者というところについては、東部広域さん、中部ふるさと広域連合さん等の委員構成も参考にさせていただきながら、

各団体のほうに推薦のほうの御依頼をさせていただいたて、団体のほうから御推薦いただいた皆様になっていただいているところでございます。商工会の関係、商工団体としての商工会議所さん、そして福祉団体の代表としての米子市社会福祉協議会、そして消費者団体という立場でのコミュニティネット山陰さんという立場でございます。地域住民の代表の皆様につきましては、米子市及び日野郡、西伯郡、それぞれの3地域からの代表者という扱いでさせていただき、米子市のはうは自治連合会のほうに推薦依頼をした結果、副会長の方が出てこられたというところでございます。日野郡、西伯郡のはうにつきましては、基本的には、どのような選出をお願いするかというところは、こちらのはうでは事務局のはうとあとは各市町村さんのはうとも相談をさせていただきまして、今回については人口が多い町から基本的にお願いするというところで、日野郡は日南町さん、そして西伯郡は大山町さんに最初お願いをしておりましたけれども、大山町さんのはうがなかなか難しいというところもありまして、伯耆町さんからお願いをしたというところでございます。

この審議会のほうが、最初に説明をさせていただいたとおり、今後は3年をめどに開催をさせていただきながら、改定の必要性等、あとは改定額について継続的な審議をいただく形にしております。ただ、こちらの今回の委員会については今年度限りの任期ということになっておりますので、3年後にまた改めて選任をさせていただくという形になっておりますので、そのときにまた、いろいろとこちらのはうとしても各町村さんともお話をさせてもらいながら委員選考のはうは進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○土光委員長 勝部委員。

○勝部委員 1つ疑問なんですかけれども、例えば仮定論ですけども、この西伯郡の区長協議会の会長というのは基本的には、法的には条例上は今年度いっぱいの任期の委嘱命令が人事に出ていると思うんですけども、基本的には3年間の委嘱状ではないっていうことなんですか。条例上の委員任期っていうのは、ちょっと私、条例ちょっとすっ飛びして見てないんですけど、委員任期って3年間ですか。1年間なんですか。

○土光委員長 米田事務局総務課長。

○米田事務局総務課長 こちらの今回の審議会の条例につきまして、任期のはうは審議が終了するまでという形にしておりますので、3年間ということではございません。ですので今回の今年度いただいているこの委員7名の委員の皆様の任期は、今年度いっぱいという形にさせていただいております。

○勝部委員 もう1点、すみません。

○土光委員長 勝部委員。

○勝部委員 審議が終了するまでっていう意味は、その審議と一緒に曖昧な表現

なんじやないかと思うんですけど。普通は年限を区切って本当は辞令発令したほうがよかったんじゃないかなと私は思うんですけども。使用料につきましては、審議はずっと継続的に、基本的には一回増額改正があっても、審議そのままでずっと基本的に続くっていう理解の仕方もあるんじゃないかなと思うんですね、1つはね。1回区切りがついたら終わりっていう考え方もあるんですけども、使用料についての継続的な審議っていうのはずっとあるという。ただ、委嘱って一回、大体委嘱って年限を大体切るのが一般的じゃないかと思うんですけども。それではまあもう1つは、下の半分は流動的な人事になってくると思うんですよね、それね。年限切った場合にはね。それが上部のほうは固定的になってくるし、下は流動的になっていく可能性があります。その辺の可能性っていうのはどのように御理解なさっていますか。

○土光委員長 米田事務局総務課長。

○米田事務局総務課長 まず、審議会の条例での任期の規定でございますが、確認をいたしますと、「使用料又は手数料に関する事項の調査審議が終了する日まで」というふうになっております。委員のほうからありました、そもそも手数料等の審議は継続して行われるべきだという御意見のほうでございますけども、今回については、我々としては3年ごとに任期の審議のほうさせていただいて、その都度、新たな委員の皆様で御審議いただくという考え方でおるところでございます。継続性について先ほど申し上げたように、各団体からの皆様についても3年おきに各団体のほうに推薦依頼のほうを行いまして、新たな委員として出してお願いをさせていただく形になっておりますので、同じ方が出てこられる、そちらの団体さんの役職等のこともございますので、とは限らないのかなというふうに理解をしているところでございます。

以上でございます。

○勝部委員 以上終わりです。

○土光委員長 ほかにありませんか。ほかにないようですので、以上で当局からの報告を終わります。

~~~~~

#### 4 閉 会

○土光委員長 これをもちまして、民生環境常任委員会を閉会いたします。

(午後2時35分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生環境常任委員長 土光均